

クーリング・オフのチェックポイント

- 1 . 契約場所は店舗などの事業所以外(自宅・喫茶店・路上など)ですか**
自宅などへの訪問販売、S F 商法(催眠商法)、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど(取引内容によっては、店舗で契約した場合でもクーリング・オフが可能です)
- 2 . 購入した商品やサービスは何ですか**
乗用自動車や、葬儀などはクーリング・オフできません。
- 3 . 現金取引の場合、代金の総額が3,000円以上ですか**
現金取引の場合には、3,000円未満ではクーリング・オフできません。後払いなら幾らでも大丈夫です。
- 4 . 契約書面の交付から8日以内ですか**
書面をもらっていないときには8日過ぎてても可能。商品内容・数量・価格など記載に不備があるときも8日過ぎててもクーリング・オフが可能。
- 5 . クーリング・オフしたいものは消耗品ですか**
健康食品・化粧品などの政令指定商品8品目は、使用したり、全部または一部を消費した場合クーリング・オフできません。(事業者が開封したり、事業者に促されて開封・使用した場合はクーリング・オフできます)
- 6 . クーリング・オフ妨害があったとき**
クーリング・オフしようとしたら「できない」と言われた、脅かされてできなかった、政令指定消耗品を試しに使うよう言われて使ってしまった、などの場合には、8日を過ぎててもクーリング・オフが可能です。
なお、業者が改めてクーリング・オフを記載した書面を交付し説明した場合は、その時から改めて8日を経るまでクーリング・オフが可能です。
- 7 . お金は戻りましたか**
支払済の金銭は全部返してもらいましょう。受け取った商品は、事業者から引取るよう要求します。(商品を郵送する際の送料は業者負担となります)
- 8 . 無事に終わったら、関係書類は5年間保管しておきましょう**
クーリング・オフはがきを投函する前に両面コピーをとっておいて下さい。

クーリング・オフできるかどうか分からない場合は、遠慮なく遠賀町役場の消費生活相談窓口にご連絡してください。